平成２９年（フ）第１２６号
香川県坂出市福江町２丁目２番32号
債務者　苅田　智嗣
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第３９号
愛媛県今治市馬越町１丁目６番27号　レオパレス　ウエストハイツ202号、前住所愛媛県今治市大西町別府１番地１、前々住所愛媛県今治市大西町九王甲2386番地　若狭マンション210号
債務者　髙橋　一男
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第４２号
愛媛県今治市喜田村５丁目５番40号　カーサこんどう203号、前住所愛媛県今治市祇園町３丁目２番17号
債務者　西原　伸二
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第４８号
愛媛県今治市桜井５丁目２番10号、前住所愛媛県今治市喜田村１丁目10番58号、前々住所愛媛県今治市郷桜井４丁目４番７号
債務者　渡邊　行雄
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第２００号
福岡県久留米市長門石３丁目４番14号　ボナール　フラッツ201号
債務者　香月　博紀
1　決定年月日時　平成29年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第５号
長崎県壱岐市石田町池田東触59番地
債務者　飯田祐次郎
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２９年（フ）第２５号
千葉県南房総市富浦町多田良963－２、住民票上の住所千葉県南房総市富浦町多田良965番地４
債務者　今津　春海
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第３３号
千葉県安房郡鋸南町保田425番地３
債務者　朝井　龍斗
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第７４号
長野県岡谷市湊２丁目10番24号
債務者　鈴木　英美
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第１１２号
山口県下関市伊倉本町16番21号
債務者　仲摩　春一
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１１４号
山口県下関市南大坪町２番12号
債務者　中田　秀夫
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第７３号
福島県いわき市金山町朝日台155番地　サンシャイン朝日台Ｃ－１
債務者　國分　佳奈
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第８１号
福島県いわき市平北白土字ネキ内４番地の32
債務者　織内　弘美（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第８８号
福島県いわき市平赤井字不動堂３番地の２
債務者　鈴木　　望
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第７５号
鹿児島県薩摩川内市原田町20番24―２号　コーポ三垣Ａ棟11
債務者　柿本　隆志
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
山口県防府市華城中央２丁目32番32号
債務者　田邉　　堂
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５１号
熊本県玉名市片諏訪31番地３
債務者　田上　　學
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
熊本地方裁判所玉名支部